

# 介護と人生

仕事・子育てと  
どう両立させる？

9

日本エルダーライフ協会 代表理事  
ケアライフアドバイザー

柴本美佐代

## 主治医の意見書

介護と仕事の両立のために欠かせないのが介護サービスの利用です。介護保険制度を利用するには介護認定を受けなくてはなりません。その認定の申請時に必ず主治医の名前を聞かれます。病院や医院にかかっている方は介護申請することを必ず主治医にも伝えましょう。

主治医は要介護度を判定する時に使用される「主治医の意見書」を提出しますが、これは診断書のように患者から依頼して受け取って提出するものではなく、保険者である市町村等が主治医に直接依頼して取り寄せるものです。ですから、患者家族は内容について知ることとはできません。

前回の受診から時間がたっている場合や、認知症の疑いがある、専門医をまだ受診していないような場合は必ずそのことを事前に主治医に伝えて早めに受診すると良いでしょう。

その際、家族が準備すべきことがあります。本人の1日の様子を観察し、日常生活の状態をメモしておくことです。朝起きた時や夜間は足がふらつく、食事や

様子を観察し、状態をメモ!



## 家族は本人の状態を観察しメモに

おやつを食べたことを忘れてしまうことがある、1日のトイレの回数や食事をする時の様子なども細かくチェックしましょう。気になることを箇条書きにしたものを受診の時に主治医に渡して、日常生活の様子を知ってもらいましょう。このメモは申請後に行われる訪問調査の時には役立ちます。コピーを用意して調査員に渡せば本人の答えや当日の状態だけでなく、普段の様子も考慮して特記事項として記載されます。

要介護度を決定する認定会議では、訪問調査の回答からコンピューターが計算した一次判定と主治医の意見書や訪問調査員の特記事項を参考に最終的な判定が行われます。要介護度は病気の重さではなく介護の必要量によって決まります。施設入所の要件や毎月の利用限度額も要介護度によって異なりますから、正しく判定されるよう事前に準備をしておきましょう。